

品川区立五反田保育園ふれあいデイホーム

重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- (1) 電話番号：03-3445-0511
- (2) 担当者：舟見 友和（ふなみ ともかず）
※ご不明の点は何なりとお尋ねください。

2. 品川区立五反田保育園ふれあいデイホームの概要

(1) 施設の概要

所在地：〒141-0022
品川区東五反田2丁目15番6号
事業所番号：1370900860
送迎範囲：大崎地区（大崎・上大崎・西品川・西五反田等）
利用定員：地域密着型通所介護
品川区介護予防・日常生活支援総合事業 10名

(2) 当デイホームの運営方針

- ①利用者がその有する能力に応じ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことが出来る様、地域密着型通所介護サービスまたは品川区介護予防・日常生活支援総合事業による通所サービスを提供することを目的とします。
- ②利用者やその家族の希望を伺い、在宅生活における課題が改善され、在宅生活の継続が図れるようにサービスの提供をいたします。
- ③利用者同士の交流を深めるため、各種のプログラムを実施します。

(3) 当サービスセンターの設備

クラブ室兼食堂	1室（1階）
トイレ	1室 シルバーセンター共同

(4) 職員体制

①職種別

通所介護事業	地域密着型通所介護 品川区介護予防・日常生活支援総合事業
管理者	専ら管理職務に従事する常勤 1名
生活相談員	専ら当該指定通所介護の提供にあたる常勤相談者 1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護職員または看護職員	専ら当該指定通所介護の提供にあたる介護職員が利用者の数が15人までは1以上、それ以上5人またはその端数を増すごとに1を加えた数以上

②サービス提供別

ア) 地域密着型サービス提供時間帯 9:00～16:30

職員体制 看護・介護職員等 3名

※送迎サービス提供時間帯を除く職員体制です。

イ) 品川区総合事業提供時間帯 9:00～16:30

職員体制 看護・介護職員等 1名

※送迎サービス提供時間帯を除く職員体制です。

ウ) 給食サービス提供時間帯

職員体制 看護・介護職員等 3名

エ) 送迎サービス提供時間帯 8:35～10:00／15:35～17:00

職員体制 ワゴン車(1台) = 運転職員1名・添乗職員1名

※ワゴン車1台を使用してサービスを提供。

3. 事業実施日及び時間

(1) 月曜日～土曜日・・・午前9時～午後5時

(2) 休業日・・・日曜日・祝日・年末年始

4. サービス内容

通所介護計画に基づいて、送迎・食事提供・排泄介助・生活相談、その他必要な介護・介助をいたします。なお、通所介護計画は利用者お一人ごとに、利用者をはじめご家族と相談しながら、作成いたします。サービス内容の詳細につきましては、通所介護計画をご確認下さい。

5. サービスご利用に当たっての留意事項

(1) 送迎時間

利用される曜日によっては、若干の時間の変更があることが考えられます。その場合には、事前にお知らせいたします。なお、交通事情により、運行に遅延の出る場合が考えられますが、ご了承下さい。

①体調の確認とサービスの中止

利用当日の体調確認を施設到着後に致します。当日の体調によっては、サービス内容の変更又は止むを得ない場合には、サービス提供の中止をすることがあります。状況によっては、緊急連絡先へ連絡させていただきます。

ア) 食事のキャンセル

利用される前日にご連絡くださるようお願いいたします。

イ) 利用時間の変更

送迎等サービス内容の変更が必要になる場合がありますので、利用される前日にご連絡くださるようお願いいたします。

ウ) 総合事業利用の際、悪天候等でやむを得ず、サービス提供を中止する場合がありますが請求の際、日割り計算は行わず通常通り月まとめでのご請求とさせていただきます。

6. 地域密着型通所介護利用に伴う費用負担

介護保険法に基づいて地域密着型通所介護を利用された場合は、以下のような費用を利用された方に負担していただくことになります。この場合、利用者の要介護度によって、「基準額」が異なります。または品川区介護予防・日常生活支援総合事業にあっては、品川区が定める以下のような費用を利用された方に負担して頂くことになります。

7. キャンセル料

利用者のご都合で利用を中止される場合は、必ずご連絡ください。ご連絡がない場合は、以下のキャンセル料をいただきます。

◆送迎車が出発するまでにご連絡がない場合—1日当たりの基準額の50%

※品川区総合事業は除きます。ただし、利用者の急病・ご家庭での緊急事態等の場合は、必ずその旨お申し出ください。

◆利用日当日9時までに「お休み」のご連絡を頂けない場合—食事代全額

8. 利用料のお支払い方法

利用者は、当月の利用料金を翌月の25日までに、利用契約の時に決めた方法でお支払い頂きます。まとめて支払うことが困難な利用者については、利用日ごとにお支払い出来ますので、その旨お申し出ください。お支払いいただいた時は、領収書を発行いたします。

9. サービス提供の終了（以下の場合、サービスの提供を終了し解約となります。）

- (1) 利用者がサービスの終了を希望する場合は、1週間前までに文書でお申し出下さい。
- (2) 当デイホームの都合でサービスの提供が出来なくなった時には、1ヶ月前までに文書でご通知いたします。
- (3) 利用者が施設に入所した場合、死亡された場合は自動的に終了いたしますが、その旨ご連絡ください。
- (4) 利用者の要介護認定が「非該当」（自立）と認定された場合は、現在の認定期間の終了日をもって、サービス提供が終了いたします。この場合、継続してサービスを希望される場合は、職員にお申し出下さい。
- (5) 当デイホームが、正当な理由もなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者および利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で解約の通知をすることにより、ただちにサービスの利用を終了する事が出来ます。
- (6) 利用者が、サービスの利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合、また、利用者が、正当な理由なくサービスの提供を受けることを中止した場合、利用者が入院又は病気等で1ヶ月以上にわたって、サービスが利用できないことが明らかになった場合、および利用者や利用者の家族が、当デイホームや当デイホームの従業者に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちに契約を終了させていただきます。
なお、病気が回復し、再びサービスの利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員にご相談ください。

10. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応・・・職員の指示に従って行動してください。
- (2) 防災設備・・・消火器、消火栓、避難路、地震時の転倒防止策、非常用放送設備などが施されています。
- (3) 防災訓練・・・定期的に避難訓練等の防災訓練を実施していますので、ご協力をお願いします。
- (4) 防火管理者・・・舟見 友和（管理者）

11. サービスに対する相談・要望・苦情等の窓口（月曜日～土曜日 9：00～17：00）

- (1) 連絡先：TEL 03-3445-0511
- (2) 担当者：舟見 友和（管理者）
- (3) 責任者：小林 亜希子（大崎在宅サービス課長）
- (4) 当デイホーム以外の窓口
 - ①品川区高齢者福祉課支援調整係 電話番号：03-5742-6728
 - ②東京都介護保険相談窓口 電話番号：03-5320-4597
 - ③東京都国民健康保険団体連合会 電話番号：03-6238-0177
（サービスに関する事項）

【 重要事項説明書 別紙 】

◆介護予防・日常生活支援総合事業（品川区の被保険者について適用します。）

① 予防通所事業【基本部分】

サービスの内容 (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (=基本利用料の 1割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料の 2割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料の 3割) ※(注2)参照
予防通所事業Ⅰ	1週間に1回の 介護予防通所介 護相当が必要と された場合	13,319円	1,332円	2,664円	3,996円
予防通所事業Ⅱ	1週間に2回の 介護予防通所介 護相当が必要と された場合	26,923円	2,693円	5,385円	8,077円

【加 算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額				
		基本利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	
送迎加算	必要により送迎を行った場合 (片道1回につき) ・予防通所事業Ⅰのとき1月10回まで ・予防通所事業Ⅱのとき1月20回まで	512円	52円	103円	154円	
介護職員等処遇 改善加算相当※	品川区介護予防・ 日常生活支援事業 実施要綱において 当該加算の算定要 件を満たす場合 (1月につき)	予防通所事業Ⅰ	1,689円	169円	338円	507円
		予防通所事業Ⅱ	3,379円	338円	676円	1,014円
虐待防止未規定・ BCP未策定減算	虐待防止措置と業 務継続計画が未策 定の場合	予防通所事業Ⅰ	-130円	-13円	-26円	-39円
		予防通所事業Ⅱ	-272円	-28円	-55円	-82円
虐待防止未規定・ BCP未策定減算 (人欠・定超)	虐待防止措置と業 務継続計画が未策 定でかつ人員基準 を満たしていない、 定員超過している 場合	予防通所事業Ⅰ	-98円	-10円	-20円	-30円
		予防通所事業Ⅱ	-196円	-20円	-40円	-59円

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

②いきいき活動支援プログラム

サービスの内容 (1月あたり)		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担額 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料の2割) ※(注2)参照	利用者負担額 (=基本利用料の3割) ※(注2)参照
いきいき活動支援プログラムⅠ	1週間に <u>1回</u> のいきいき活動支援プログラムが必要とされた場合	4,926円	493円	986円	1,478円
いきいき活動支援プログラムⅡ	1週間に <u>2回</u> のいきいき活動支援プログラムが必要とされた場合	8,763円	877円	1,753円	2,629円

(注1) 上記の基本利用料は、品川区で定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

◆地域密着型通所介護費及び利用者負担額 (都市加算：単位×10.90)

	提供時間	介護度	報酬単位	サービス費用	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
	介護 保険 対象 額	4時間以上 5時間未満	要介護1	436単位	4,752円	476円	951円
要介護2			501単位	5,460円	546円	1,092円	1,638円
要介護3			566単位	6,169円	617円	1,234円	1,851円
要介護4			629単位	6,856円	686円	1,372円	2,057円
要介護5			695単位	7,575円	758円	1,515円	2,273円
5時間以上 6時間未満		要介護1	657単位	7,161円	717円	1,433円	2,149円
		要介護2	776単位	8,458円	846円	1,692円	2,538円
		要介護3	896単位	9,766円	977円	1,954円	2,930円
		要介護4	1,013単位	11,041円	1,105円	2,209円	3,313円
		要介護5	1,134単位	12,360円	1,236円	2,472円	3,708円
6時間以上 7時間未満		要介護1	678単位	7,390円	739円	1,478円	2,217円
		要介護2	801単位	8,730円	873円	1,746円	2,619円
		要介護3	925単位	10,082円	1,009円	2,017円	3,025円
		要介護4	1,049単位	11,434円	1,144円	2,287円	3,431円
		要介護5	1,172単位	12,774円	1,278円	2,555円	3,833円
7時間以上 8時間未満		要介護1	753単位	8,207円	821円	1,642円	2,463円
		要介護2	890単位	9,701円	971円	1,941円	2,911円
		要介護3	1,032単位	11,248円	1,125円	2,250円	3,375円
		要介護4	1,172単位	12,774円	1,278円	2,555円	3,833円
		要介護5	1,312単位	14,300円	1,430円	2,860円	4,290円
事業所が送迎を行わない場合の減算【片道】			-47単位	-512円	-52円	-103円	-154円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※【1月】			所定単位数の9.0%を加算				

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

◆保険外共通利用者負担額

実費負担	食事代(おやつ代含む)	(食材費+調理諸経費) 1回 600円
	クラブ作品代	必要時負担金額をご連絡致します。

- ・利用時間数によって、金額が異なります。
上記の表は、1日の利用時間ごとの料金表となっております。その他の利用時間については担当職員にお尋ねください。
- ・その他：個人が製作する手芸作品、スケッチブック、半紙等は実費で全額自己負担となります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、施設に介護保険の1日当たりの基準額（加算分を含めて）をお支払いいただき、「サービス提供証明書」をお受け取りください。「サービス提供証明書」を後日、品川区の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。

私は、品川区立五反田保育園ふれあいデイホームを利用するにあたり、職員よりこの重要事項説明書に基づき説明を受けたことを確認し同意します。尚、この一通を受領しました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所・電話

氏名

<利用者代理人>

住所・電話

氏名

続柄